令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業）
グリーンスローモビリティ等導入促進事業におけるグリーンスローモビリティ車両等登録

よくある質問

令和8年5月18日

一般社団法人　地域循環共生社会連携協会

No.	質　問	回　答
A. 申請について		
1	【様式第1】登録申請書の代表者は誰にすれば良いですか。	代表取締役社長等、法人格の代表権を持つ方としてください。 代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても委任を受けた方が代表者として登録申請することが可能です。
2	1者で複数の車両を応募する際、登録申請はどのように提出すれば良いでしょうか。	【様式第3、第4】（別紙1、2）とそれに付随する添付資料は、車両ごとに作成し、提出書類一覧の5、8～16の書類をご提出ください。 なお、同型車両であっても、車両諸元（寸法、重量、性能等）が異なる場合は、それぞれの車両で登録申請をしてください。
3	【様式第1】登録申請書に代表者の押印は必要ですか。	押印は必要ありません。
4	【様式第2】の「担当者」は誰にすれば良いですか。	登録申請に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。
5	社外秘の内容については提示をしたくありません。	【様式第1】の誓約事項5のとおり、補助事業にかかわる必要情報を提供いただく必要があります。
B. 申請時の提出書類について		
1	申請内容等について、事前の相談は可能ですか。	事前の相談は可能です。お問い合わせは、原則として協会HPに掲載している公募情報＜問い合わせメールアドレス＞宛に電子メールにてご連絡ください。 なお、登録申請書の書き方については回答することができません。
2	サプライヤー及び車両の登録は、更新等の必要はありますか。	車両及びサプライヤーの登録は、都度登録申請を行う必要があります。令和7年6月に登録を受けた者も、今回の公募において改めて再度申請を行い登録を受ける必要があります。
3	グリーンスローモビリティの車両登録のみ、又はサプライヤー登録のみで申請することはできますか。	グリーンスローモビリティの車両登録又はサプライヤー登録のいずれかのみを申請することはできません。
4	グリーンスローモビリティの要件とサプライヤーの要件それぞれを満たす必要がありますか。	それぞれ要件を満たす必要があります。
5	【様式第1】の7つの誓約事項を守れなかった場合はどうなりますか。	当該事業者のサプライヤー登録及び当該事業者が申請した車両の登録を取り消すことがあります。
6	誓約事項のうち、「国に報告します」とありますが、どのように報告するのでしょうか。	所定の様式にて当該年度終了後、環境大臣宛てに報告していただく必要があります。 なお、本公募で登録されたサプライヤーについては、令和8年度の実績を、令和9年2月28日までに報告いただきます。
7	エコモ財団等が行うグリーンスローモビリティの安全走行教育は、サプライヤー登録する年度毎に受講する必要がありますか。	一度受講していれば、次回サプライヤー登録する年度での受講は必要ありません。
8	機械式ハンドルの位置は問いませんか。	ハンドルの位置は問いませんが、申請書【様式第4】に位置を記入してください。
9	【様式第3】における一充電走行距離および電費については、どのような条件における数値を記入すればよいですか。	本公募においては、「平坦な路面において時速19kmで走行」という条件で測定した数値を記入ください

No.	質　問	回　答
10	資料番号13の「下り坂速度制御試験における速度変化データ」は、どのようなものを提出すればよいですか。	下り坂速度制御試験において、その速度変化が滑らかであること、または一定速度に滑らかに維持することを示すデータ（表等）を提出してください。
11	資料番号16の「車両概要」はどのようなものを提出すればよいですか。	車両登録された際に、協会ホームページで公開いたします。登録車両を対象として補助事業を検討している事業者の方が当該車両がどのようなものかが、ある程度理解できるような資料を提出してください。
12	コントローラー式ハンドルのグリーンスローモビリティ車両も登録申請が可能ですか。	緊急時には、他の車両の走行の妨げにならないよう車両を路肩へ寄せることができるもので、その機能を有することを示す資料を提出できれば申請可能です。
13	自動運転機能のあるグリーンスローモビリティは、申請が可能ですか。	申請は可能です。ただし、自動運転に係る費用を明確に分ける必要があります。
C. 申請方法について		
1	メール申請とは、どのような申請ですか。	メール申請は登録申請書類をすべて電子データとしてメールに添付を行い申請します。
2	メール申請をした場合、書類（紙媒体）は必要となりますか。	紙媒体の提出は必要がありません。
3	メール申請について、添付ファイルの容量が多く一度で送信できない場合、どうすれば良いでしょうか。	分割して送信していただいて構いません。一度の送信で添付ファイルの容量は100MBまでとしてください。その際、メールの件名の最後に（何通目／全体数）と入力してください。 また、元データで送信可能な場合はPDFに変換しない等、容量を軽減できるようご留意ください。
4	メール申請ではなく、書類（紙媒体）での申請はできますか。	不可となります。メール申請のみとなっております。
D. 事業期間について		
1	来年度以降も同様な補助事業はありますか。	環境省では当該事業については、令和9年度（2027年度）まで行う予定としていますが、予算は毎年度審議される結果次年度以降の予算が確保されなかった場合は、補助事業が行われない可能性があります。